第二十二回	二億八百六十一万六千九百十二円	二億八百七十万円	〃	〃	〃
第二十三回	三億四千百九十三万百六十四円	三億四千二百八万円	〃	〃	〃
第二十四回	五億千四百六十一万四千九百六十円	五億千四百八十二万円	〃	〃	〃
第二十五回	一億四千七百二万五千五百八十円	一億四千七百九万円	〃	〃	〃
第二十六回	一億三千四百五十六万六千四百二十四円	一億三千四百六十二万円	〃	〃	〃
第二十七回	二億千六百四十四万五千百六十二円	二億千六百五十四万円	〃	〃	〃
第二十八回	二億七百九十三万七千百八十四円	二億八百二万円	〃	〃	〃
第二十九回	二億三千九百七十八万四千九百三十円	二億三千九百八十九万円	〃	〃	〃
第三十回	二億千百二十三万五千八百七十四円	二億千百三十二万円	〃	〃	〃
第三十一回	一億五千五百十一万二千五十一円	一億五千五百十八万円	〃	〃	〃
第三十二回	七千四百七十六万二百三十六円	七千四百七十九万円	〃	〃	〃
第三十三回	一億千七百三十一万八千六百六円	一億千七百三十七万円	〃	〃	〃
第三十四回	八千三百十三万六千八百八十四円	八千三百十七万円	〃	〃	〃
第三十五回	十二億七千八万九千四百八十三円	十二億七千五百十七万円	〃	〃	〃
第三十六回	十二億二千二百二十二万二千六百六十五円	十二億二千六百六十七万円	〃	〃	〃
第三十七回	二十九億四千九百三十万二千三百八十六円	二十九億六千百十万円	〃	〃	〃
第三十八回	十九億三千九百五万四千百九十六円	十九億四千六百十一万円	〃	〃	〃
第三十九回	二十四億七千五百三十六万八千百六十七円	二十四億八千五百二十七万円	〃	〃	〃
第四十回	十二億八千二百七十二万二千五百十円	十二億八千七百三十九万円	〃	〃	〃
第四十一回	十八億八百三十九万六千百八十六円	十八億千五百六十三万円	〃	〃	〃
第四十二回	十二億三千七百五十七万六千七百四十九円	十二億四千二百八万円	〃	〃	〃

第四十三回	二十三億五千百四十五万円	二十三億四千二百十一万七千九百九十六円	〃	〃	〃
第四十四回	百四十九億二千五百三十万円	百四十八億七千百十八万六千二十五円	〃	〃	〃
第四十五回	千八百万円	千七百九十三万六千六百六十三円	〃	〃	〃
第四十六回	二千百十万円	二千百三万二千二百三十七円	〃	〃	〃
第四十七回	三百万円	二百九十九万二千五百七十四円	〃	〃	〃
第四十八回	五千万円	四千九百八十八万四千二百六十六円	〃	〃	〃
第五十一回	五百万円	四百九十九万千百二十四円	〃	〃	〃
第五十二回	三百万円	二百九十九万六千二百九十円	〃	〃	〃
第五十五回	百万円	九十九万九千五百四十三円	〃	〃	〃
第五十六回	一億千五百三十五万円	一億千五百三十四万六千三百三十五円	〃	〃	〃
第八百一回	一億七千八百四万円	一億七千七百九十六万九千八十六円	〃	〃	〃
第八百二回	千三百万円	千二百九十九万四千八百二十六円	〃	〃	〃
第八百三回	千百万円	千九十九万五千六百二十円	〃	〃	〃
第八百四回	三千八百五十三万円	三千八百五十一万四千六百五十四円	〃	〃	〃
合計	八百十六億八千五百六十三万円	八百十五億三千四百十五万八千十四円	〃	〃	〃

○厚生労働省告示第十五号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十七年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十七年一月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、平成二十七年六月四日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、平成二十七年七月十六日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成二十七年七月二十四日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成二十七年八月十九日とする。